

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件) (農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

告 示

鳥取県告示第七百五十五号

郡家町が行う土地改良事業(団体営ため池等整備事業奥谷地区ため池等整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十六号

岸本町が行う土地改良事業(単県土地改良事業狼谷地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）立石地区区画整理）を昭和六十三年八月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十八号

境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業外江東地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と

決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町豊房字西大平二〇五五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）